

岩手県消費者信用生活協同組合

昭和49年度通常総会議案書

と き 昭和50年11月27日

と ころ 盛岡市大沢川原 共済会館

岩手県消費者信用生活協同組合

昭和49年度通常総代会議事次第

1. 開会の辞
2. 資格確認ならびに成立宣言
3. 議長団の選出
4. 書記任命ならびに議事録署名人指名
5. 理事長挨拶
6. 議 事
 - 第1号議案 昭和49年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 昭和50年度事業計画並び予算決定の件
 - 第3号議案 定款一部変更並び総代規約承認の件
 - 第4号議案 役員改選の件
7. 書記解任
8. 議長団退任
9. 閉会の辞

第1号議案 昭和49年度事業報告承認の件

- (1) 事業の概況 (2) 損益計算書 (3) 貸借対照表 (4) 剰余金処分案

(1) 事業の概況

(イ) 貸付事業関係

49年度は、本組合の系統団体からの強い要望もあって、業務方法の抜本的改革を検討するという前提から貸付を大巾に抑制した。このため生協購買ローンと福祉団体役職員厚生貸付に関する受託業務に止まりましたので期末残高は106件27,852,749円で昨年度末残高に比し、1400万円余りの減少となりました。

(ロ) 社会保険事務代行関係

期中は事務代 hands 手数料の30%引上げによってサービス業務的状态から脱皮し、漸く独立採算体制を指向できるようになり、利用会員の皆さんと話し合い、業務の性格上50年度において別団体として分離独立してもらう方針を確認し、その関係者をもって発起人会を設け準備活動に入りました。

(ハ) 収支状況

以上のような事業の状況であったため当年度の収支としましては、未処分剰余金1,577,008円を計上するに止まり、前年度繰越金2,842,586円の償却後さらに次年度に1,265,578円を繰越す結果となりましたが、新年度には新体制へ移行することにより全面的に解消する見込みであります。

(2) 損益計算書 (自 4 9. 4. 1 ~ 至 5 0. 3. 3 1)

損 失 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(1) 事業支出	3,389,045	(1) 事業収入	6,574,610
(2) 管理費及諸経費	5,021,945	(2) その他の収入	3,210,791
(3) その他の支出	401,079		
(4) 当期剰余金	1,577,008		
合 計	10,389,077	合 計	10,389,077

(3) 貸借対照表 (昭和50年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(1) 流動資産	37,904,705	(1) 流動負債	39,346,088
現金及預金	7,237,850	借入金	39,000,000
有価証券	120,000	その他流動負債	346,088
貸付金	27,852,749	(2) 引当金	651,862
その他流動資産	2,694,106	貸倒引当金	401,079
(2) 固定資産	1,883,667	退職引当金	217,783
有形固定資産	1,683,367	教育事業充当金	33,000
無形固定資産	90,300	(3) 出資金	991,000
(3) 関係団体出資金	110,000	(4) 法定準備金	65,000
岩手労金ほか		(5) 剰余金	△1,265,578
		前期繰越欠損金	2,842,586
		当期末剰余金	1,577,008
合 計	39,788,372	合 計	39,788,372

(4) 剰余金処分案

当期利益剰余金 1,577,008 円は、前期繰越欠損金 2,842,586 円の償却に引当て、差引後 1,265,578 円を次年度に繰越します。

以上の通り昭和 49 年度事業状況について報告いたしますので御承認願います。

昭和 50 年 11 月 27 日

監査報告書

岩手県消費者信用生活協同組合の昭和49年度の決算監査を実施しましたのでつぎのとおり報告します。

記

1. 目的

昭和49年4月1日から昭和50年3月31日までの業務執行及び財産の監査

2. 日時

昭和50年10月3日

3. 場所

盛岡市大沢川原二丁目 岩手労済事務所

4. 監査対象

貸借対照表、損益計算書、帳簿、伝票、領収書、預金、現金、経費明細書、その他

5. 所見

(1) 業務執行について

業務の執行は方法書並びに取扱い細則に従い適切に行われていることを認めた。

(2) 財務関係について

① 起票、記帳は正確であり、帳簿、伝票、証拠書類は適切に整理保管されている。

② 現金、預金は正確に管理されている。

③ 貸借対照表、損益計算書及び経費明細書に示された計数は関係帳簿と照合の結果、いずれも正確である。

(3) 今後の対策について

① 本生協の組織のあり方及び方針について十分な検討を加える必要があるものと思われる。

② 高額貸付を行う場合その返済方法について十分な検討を行い改善する必要があると思われる。

以上

昭和50年10月4日

岩手県消費者信用生活協同組合

理事長 渡辺長福殿

監事 菊池正享
 〃 藤井公博
 〃 佐々木公一

第2号議案 昭和50年度事業計画決定に関する件

- (1) 事業計画の目標 (2) 見込損益計算書並経費予算書 (3) 借入金最高限度額

(1) 事業計画の目標

貸付業務の内容を労働福祉系統団体からの還元運用金にふさわしいものとするため、共済事業加入組合員並びに生協組合員等福祉団体厚生貸付を重点とした業務を行ないます。

(イ) 業務方法書の改善

貸付業務方法書を次の通り改正しました。

貸付の種類	貸付限度額	貸付金の利息	貸付期間の限度
(1) 無担保信用貸付	最高 50万円以内 (現行 10万円)	月利0.9% (年利10.8%)	20ヶ月以内
(2) 事業所保証貸付	最高 50万円以内 (現行 20万円)	月利1.0% (年利12.0%)	12ヶ月以内
(3) 有価証券担保貸付	最高100万円以内 (現行100万円)	月利0.9% (年利10.8%)	12ヶ月以内
(4) 不動産担保貸付	最高500万円以内 (現行500万円)	月利0.85% (年利10.2%)	120ヶ月以内

(ロ) 貸付金運用予定額

当年度貸付金総額を6,253万円以内とし、組合員出資金並び借入金を
もって運用します。

(単位 千円)

	不動産担保		団体保証		無担保		厚生貸付		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
前期末繰越	2	7,272	76	3,012	12	800	16	16,769	106	27,853
新規貸付	4	20,000	1000	30,000	50	20,000	8	15,231	1062	85,231
受入金	1	5,000	700	13,000	50	14,000	6	12,000	757	44,000
期末貸付残	5	22,720	376	20,012	12	6,800	18	20,000	411	69,084
期中平均残		25,000		26,000		20,000		24,000		95,000
貸付利率平均		12%		12%		12%		8%		10.99%
見込受取利息		3,000		3,120		2,400		1,920		10,440
借入金利率		7.5%		7.5%		7.5%		6.5%		7.25%
借入金支払利息		1,875		1,950		1,500		1,560		6,885
利差益		1,125		1,170		900		360		3,555

(註) 無担保貸付は、労済主権の海外旅行、或いは生協組合員などの一般生活資金。団体保証貸付は生協購買ローン或いは指定店ローン。

不動産担保貸付は、共済契約者貸付を新規事業として実施します。

(2) 損益計算書(見込)

損 失 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(1) 支 払 利 息	6,885 ^{千円}	(1) 事 業 収 入	10,440 ^{千円}
(2) 管 理 費 及 諸 経 費	3,950	(2) 会 費 収 入	1,750
(3) そ の 他 支 出 (前年度繰越欠損金)	1,266	(3) 受 取 手 数 料	600
(4) 当 期 剩 余 金	889	(4) 雑 収 入	200
計	12,990	計	12,990

<見込経費明細>

科 目	金 額	内 訳	科 目	金 額	科 目	金 額
① 職員給料	1,500 ^{千円}	職員 1名分 + α	① 事務所費	150	⑦ 調査資料費	80
② 諸手当	1,000	"	② 事務用品費	60	⑧ 租税公課	50
③ 法定福利費	200	"	③ 教宜費	100	⑨ 会議費	100
④ 厚生費	100	"	④ 旅費交通費	100	⑩ 雑費	100
人件費計	2,800		⑤ 車両費	350		
			⑥ 渉外費	60	物件費計	1,150

(3) 当年度借入金最高限度額 7,000万円以内

借入に関する権限は定款第35条(理事会の議決事項)により理事会に一任願います。

第3号議案 定款一部変更並びに総代選挙規約等の設定に関する件

<提案事項>

昭和50年度中における事業利用組合員は1,000名を越える見込みなので、定款の一部を変更し、総会に代る総代会制をとれるよう岩手県知事に認可申請します。変更規定は厚生省指導にもとづく模範定款例により作成します。また、総代選挙規約については日本生協連本部の総代選挙規約例にしたがい作成します。

以上の事務処理について新理事会に一任することを承認願います。

第4号議案 役員改選に関する件

役員全員退任につき次の通り改選したいので承認願います。

(イ) 役員の数並任期

役員は定款第27条により理事10名～15名以内、監事2名又は3名と規定されていますが、今回は理事10名、監事3名とします。

役員の任期は、昭和50年11月27日から昭和51年度通常総会の日までとする。

(ロ) 役員候補者及び選挙

役員選挙は、来る11月27日開催の総会で選挙されますが、次期総会までの前任者の残任期間とするので、次の者を候補予定者として推せんします。

役名	氏名	現在の職歴
理事	渡辺 長福	労済、県民生協理事長
"	四戸 好美	労済副理事長、県民生協理事
"	熊谷 碩二	" "、学生協専務理事
"	葦沢 元一	労済専務理事、県民生協理事
"	川村 昌三	労済常務理事、県民生協副理事長
"	川原 寛	(") 労信販生協理事
"	浅沼 昭	(") " "
"	中村 忠	(") 県労連事務局長
"	高橋 光夫	(") 県同盟書記長
"	中林 弘文	(") 県職組委員長
監事	藤井 公博	県民共済会監事、県民生協理事
"	佐々木 公一	労済、県民共済会、県民生協の各監事
"	菊池 正亨	" " の監事